

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告

令和5年2月2日
参議院情報監視審査会

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないように防衛省として周知及び教育を徹底すること。
4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。
5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
6. 我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。
7. 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上